

# 放送大学教育研究活動委員会規程

令和5年3月22日  
放送大学規程第2号

## (設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学教育研究活動委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本学の教育活動に関すること（他の委員会の所掌に属することを除く。）。
- 二 専任教員の研究活動の推進及び支援に関すること。
- 三 大学院生の研究活動の支援に関すること。
- 四 FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関すること。
- 五 オンラインジャーナルに関すること。
- 六 その他教育研究活動に関する重要事項（他の委員会の所掌に属することを除く。）

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 学長が指名する教授又は准教授 1名
- 三 各コースの教授又は准教授 各1名
- 四 各プログラムの教授又は准教授 各1名
- 五 学長が指名する学習センター所長 1名
- 六 その他委員長が必要と認める者 若干名

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

## (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部教務課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 放送大学FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程（平成23年放送大学規程第4号）は、廃止する。